

加東市地域防災計画【震災対策編】（案）新旧対照表

第1編 総 則

第1章 計画の前提

第1節 計画の趣旨（略）

第2節 防災機関の事務又は業務の大綱、市民等の責務

第1 防災機関の事務又は業務の大綱

市の区域に係る防災に関し、市及び市域を管轄又は所在する関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱は、概ね次のとおりである。

1・2（略）

3 指定地方行政機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
近畿管区警察局		1 管内各府県警察の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 関係機関との協力 4 情報の収集及び連絡 5 警察通信の運用		
近畿総合通信局	1 非常時の重要通信確保体制の整備 2 非常通信協議会の指導育成 3 情報伝達手段の多様化・多重化の促進	1 災害時における通信手段の確保 2 災害対策用移動通信機器等の貸出し		
近畿財務局神戸財務事務所		1 仮設住宅設置可能地の提示 2 金融機関に対する緊急措置の指示	1 災害復旧事業費査定 の立会 2 地方公共団体に対する単独災害復旧事業（起債分）の査定及び災害融資	復興住宅建設等候補地の提示
近畿厚生局		救援等に係る情報の収集及び提供		
兵庫労働局（西脇労働基準監督署）	工場、事業場における労働災害防止の監督指導	1 労働災害発生情報の収集 2 労働災害の二次災害防止 3 労働災害・通勤災害被災者への迅速な労災補償	災害復旧工事等における労働災害防止	災害復興工事等における労働災害防止
近畿農政局（兵庫県拠点）	1 農地・農業用施設等の災害防止事業の指導及び助成 2 農作物等の防災管理指導 3 地すべり区域（直轄）の整備	1 土地改良機械の緊急貸付け 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物等の病虫害防除の指導 4 食料品、飼料、種もみ等の安定供給対策	1 各種現地調査団の派遣 2 農地・農業用施設等の災害復旧事業の指導及び助成 3 被害農林漁業者等に対する災害融資の指導及び助成	
（農林水産省）		災害救助用米穀の供給（売却）		

第1編 総 則

第1章 計画の前提

第1節 計画の趣旨（略）

第2節 防災機関の事務又は業務の大綱、市民等の責務

第1 防災機関の事務又は業務の大綱

市の区域に係る防災に関し、市及び市域を管轄又は所在する関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱は、概ね次のとおりである。

1・2（略）

3 指定地方行政機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
近畿管区警察局		1 管内各府県警察の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 関係機関との協力 4 情報の収集及び連絡 5 警察通信の運用		
近畿総合通信局	1 非常時の重要通信確保体制の整備 2 非常通信協議会の指導育成 3 情報伝達手段の多様化・多重化の促進	1 災害時における通信手段の確保 2 災害対策用移動通信機器等の貸出し		
近畿財務局神戸財務事務所		1 仮設住宅設置可能地の提示 2 金融機関に対する緊急措置の指示	1 災害復旧事業費査定 の立会 2 地方公共団体に対する単独災害復旧事業（起債分）の査定及び災害融資	復興住宅建設等候補地の提示
近畿厚生局		救援等に係る情報の収集及び提供		
兵庫労働局（西脇労働基準監督署）	工場、事業場における労働災害防止の監督指導	1 労働災害発生情報の収集 2 労働災害の二次災害防止 3 労働災害・通勤災害被災者への迅速な労災補償	災害復旧工事等における労働災害防止	災害復興工事等における労働災害防止
近畿農政局（兵庫県拠点）	1 農地・農業用施設等の災害防止事業の指導及び助成 2 農作物等の防災管理指導 3 地すべり区域（直轄）の整備	1 土地改良機械の緊急貸付け 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物等の病虫害防除の指導 4 食料品、飼料、種もみ等の安定供給対策	1 各種現地調査団の派遣 2 農地・農業用施設等の災害復旧事業の指導及び助成 3 被害農林漁業者等に対する災害融資の指導及び助成	
（農林水産省）		災害救助用米穀の供給（売却）		

【新旧対照表（地域防災計画（震災対策編））】

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

近畿中国 森林管理 局	1 国有林における治山 施設、落石防止施設等 の整備 2 国有林における災害 予防及び治山施設に よる災害予防 3 林野火災予防対策	災害対策用復旧用材の 供給	国有林における荒廃 地の復旧		近畿中国 森林管理 局	1 国有林における治山 施設、落石防止施設等 の整備 2 国有林における災害 予防及び治山施設に よる災害予防 3 林野火災予防対策	災害対策用復旧用材の 供給	国有林における荒廃 地の復旧		県地域防災計画に伴う修正
近畿経済 産業局		1 災害対策用物資の供給に 関する情報の収集及び伝 達 2 災害時における所管事業 に関する情報の収集及び 伝達 3 電力・ガスの供給の確保	1 生活必需品、復旧資機 材等の供給に関する 情報の収集及び伝達 2 被災中小企業の事業 再開に関する相談・支 援 3 電力、ガス、工業用水 道の復旧支援	1 被災地の復興支援 2 電力・ガス施設等の本 格復興 3 被災中小企業の復興そ の他経済復興の支援	近畿経済 産業局		1 災害対策用物資の供給に 関する情報の収集及び伝 達 2 災害時における所管事業 に関する情報の収集及び 伝達 3 電力・ガスの供給の確保	1 生活必需品、復旧資機 材等の供給に関する 情報の収集及び伝達 2 被災中小企業の事業 再開に関する相談・支 援 3 電力、ガス、工業用水 道の復旧支援	1 被災地の復興支援 2 電力・ガス施設等の本 格復興 3 被災中小企業の復興そ の他経済復興の支援	
中部近畿 産業保安 監督部近 畿支部	1 電気、火薬類、都市ガ ス、高圧ガス、液化石 油ガス施設等の保安 確保対策の推進 2 鉱山における危害の 防止、施設の保全及び 鉱害の防止の推進	1 電気、火薬類、都市ガス、 高圧ガス、液化石油ガス施 設等の応急対策の指導 2 鉱山施設等の応急対策の 指導			中部近畿 産業保安 監督部近 畿支部	1 電気、火薬類、都市ガ ス、高圧ガス、液化石 油ガス施設等の保安 確保対策の推進 2 鉱山における危害の 防止、施設の保全及び 鉱害の防止の推進	1 電気、火薬類、都市ガス、 高圧ガス、液化石油ガス施 設等の応急対策の指導 2 鉱山施設等の応急対策の 指導			
近畿地方 整備局 (兵庫国 道事務所 (姫路河 川国道事 務所)	1 直轄公共土木施設 の整備と防災管理 2 応急機材の整備及び 備蓄 3 指定河川の洪水予警 報及び水防警報の発 表及び伝達	1 直轄公共土木施設 の応急点検体制の整備 2 災害時の道路通行禁止と 制限及び道路交通の確保 3 直轄公共土木施設の二次 災害の防止 4 緊急を要するとみとめら れる場合の緊急対応 (TEC-FORCE)	直轄公共土木施設 の復旧		近畿地方 整備局 (兵庫国 道事務所 (姫路河 川国道事 務所)	1 被災公共土木施設(直 轄)の整備と防災管理 2 応急機材の整備及び 備蓄 3 指定河川の洪水予警 報及び水防警報の発 表及び伝達	1 被災公共土木施設(直轄) の応急点検体制の整備 2 災害時の道路通行禁止と 制限及び道路交通の確保 3 直轄公共土木施設の二次 災害の防止 4 緊急を要するとみとめら れる場合の緊急対応 (TEC-FORCE)	被災公共土木施設(直 轄)の復旧		
近畿運輸 局	所管する交通施設及 び設備の整備につい ての指導	1 所管事業に関する情報の 収集及び伝達 2 交通機関利用者への情報 の提供 3 旅客輸送確保に係る代替 輸送、迂回輸送等実施のた めの調整 4 貨物輸送確保にかかる貨 物運送事業者に対する協 力要請 5 道路運送にかかる緊急輸 送命令に関する情報収集	1 被災交通施設等に対 する本格的な機能復 旧の指導 2 交通機関利用者への 情報提供 3 復興計画策定に対す る協力	1 復興計画策定に対する 支援 2 被災関係事業者等に対 する支援	近畿運輸 局	所管する交通施設及 び設備の整備につい ての指導	1 所管事業に関する情報の 収集及び伝達 2 交通機関利用者への情報 の提供 3 旅客輸送確保に係る代替 輸送、迂回輸送等実施のた めの調整 4 貨物輸送確保にかかる貨 物運送事業者に対する協 力要請 5 道路運送にかかる緊急輸 送命令に関する情報収集	1 被災交通施設等に対 する本格的な機能復 旧の指導 2 交通機関利用者への 情報提供 3 復興計画策定に対す る協力	1 復興計画策定に対する 支援 2 被災関係事業者等に対 する支援	
神戸運輸 監理部 (兵庫陸 運部)	所管する交通施設及 び設備の整備につい ての指導	1 所管事業に関する情報の 収集及び伝達 2 交通機関利用者への情報 の提供 3 旅客輸送確保に係る代替 輸送、迂回輸送等実施のた めの調整 4 貨物輸送確保に係る貨 物運送事業者に対する協 力要請 5 道路運送に係る緊急輸送	1 被災交通施設等に対 する本格的な機能復 旧の指導 2 交通機関利用者への 情報提供 3 復興計画策定に対す る協力	1 復興計画策定に対する 支援 2 被災関係事業者等に対 する支援	神戸運輸 監理部 (兵庫陸 運部)	所管する交通施設及 び設備の整備につい ての指導	1 所管事業に関する情報の 収集及び伝達 2 交通機関利用者への情報 の提供 3 旅客輸送確保に係る代替 輸送、迂回輸送等実施のた めの調整 4 貨物輸送確保に係る貨 物運送事業者に対する協 力要請 5 道路運送に係る緊急輸送	1 被災交通施設等に対 する本格的な機能復 旧の指導 2 交通機関利用者への 情報提供 3 復興計画策定に対す る協力	1 復興計画策定に対する 支援 2 被災関係事業者等に対 する支援	

【新旧対照表（地域防災計画（震災対策編））】

<現 行>

近畿地方測量部	地理空間情報及び防災関連情報の提供及び活用支援	命令に関する情報収集	防災関連情報の把握及び提供	復旧測量等の実施及び支援
大阪管区気象台 (神戸地方気象台)		気象・地象・水象に関する観測、予報、警報等（地震のうち地震にあっては発生した断層運動による地震動に限る）及び情報の発表並びに伝達	被災地域における災害復旧を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供	被災地域における災害復旧を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供
近畿地方環境事務所	1 地盤沈下防災対策 2 廃棄物処理に係る防災体制の整備 3 飼育動物の保護等に係る普及啓発に関する支援	1 所管施設等の避難場所等としての利用 2 緊急環境モニタリングの実施 3 地盤沈下地域状況の把握 4 災害廃棄物等の処理対策 5 危険動物等が逸走した場合及び家庭動物等の保護等に関する地方公共団体への情報提供、連絡調整等の支援	1 環境監視体制に関する支援措置 2 災害廃棄物等の処理	環境配慮の確保

4 自衛隊（略）

5 指定公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
日本郵便株式会社 (市内各郵便局)		1 災害時における郵政事業運営の確保 2 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策	被災郵政事業施設の復旧	
日本銀行 (神戸支店)		金融特例措置の発動	金融機関に対する緊急措置の指導	
日本赤十字社 (兵庫県支部、加東市地区赤十字奉仕団)		1 災害時における医療救護 2 こころのケア（看護師等による心理的・社会的支援） 3 救援物資の配分		
日本放送協会 (神戸放送局)	放送施設の整備と防災管理	1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対策の実施	被災放送施設の復旧	
西日本高速道路株式会社 (関西支社)	有料道路（所管）の整備と防災管理	有料道路（所管）の応急対策の実施	被災有料道路（所管）の復旧	
西日本旅客鉄道株式会社 (神戸支社)	鉄道施設の整備と防災管理	1 災害時における緊急鉄道輸送 2 鉄道施設の応急対策の実施	被災鉄道施設の復旧	
西日本電信電話株式会社 (兵庫支店) 株式会社NTTドコモ 関西支社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	電気通信設備の整備と防災管理	1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧	

<改正後>

近畿地方測量部	地理空間情報及び防災関連情報の提供及び活用支援	命令に関する情報収集	防災関連情報の把握及び提供	復旧測量等の実施及び支援
大阪管区気象台 (神戸地方気象台)		気象・地象・水象に関する観測、予報、警報等（地震のうち地震にあっては発生した断層運動による地震動に限る）及び情報の発表並びに伝達	被災地域における災害復旧を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供	被災地域における災害復旧を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供
近畿地方環境事務所	1 地盤沈下防災対策 2 廃棄物処理に係る防災体制の整備 3 飼育動物の保護等に係る普及啓発に関する支援	1 所管施設等の避難場所等としての利用 2 緊急環境モニタリングの実施 3 地盤沈下地域状況の把握 4 災害廃棄物等の処理対策 5 危険動物等が逸走した場合及び家庭動物等の保護等に関する地方公共団体への情報提供、連絡調整等の支援	1 環境監視体制に関する支援措置 2 災害廃棄物等の処理	環境配慮の確保

4 自衛隊（略）

5 指定公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
日本郵便株式会社 (市内各郵便局)		1 災害時における郵政事業運営の確保 2 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策	被災郵政事業施設の復旧	
日本銀行 (神戸支店)		金融特例措置の発動	金融機関に対する緊急措置の指導	
日本赤十字社 (兵庫県支部、加東市地区赤十字奉仕団)		1 災害時における医療救護 2 こころのケア（看護師等による心理的・社会的支援） 3 救援物資の配分		
日本放送協会 (神戸放送局)	放送施設の整備と防災管理	1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対策の実施	被災放送施設の復旧	
西日本高速道路株式会社 (関西支社)	有料道路（所管）の整備と防災管理	有料道路（所管）の応急対策の実施	被災有料道路（所管）の復旧	
西日本旅客鉄道株式会社 (<u>兵庫支社</u>)	鉄道施設の整備と防災管理	1 災害時における緊急鉄道輸送 2 鉄道施設の応急対策の実施	被災鉄道施設の復旧	
西日本電信電話株式会社 (兵庫支店) 株式会社NTTドコモ 関西支社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	電気通信設備の整備と防災管理	1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧	

<修正理由>

県地域防災計画に伴う修正

【新旧対照表（地域防災計画（震災対策編））】

<現 行>

KDDI株式会社 (関西総支社)	電気通信設備の整備と防災管理	1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧	
ソフトバンク株式会社	電気通信設備の整備と防災管理	1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧	
楽天モバイル株式会社	電気通信設備の整備と防災管理	1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧	
日本通運株式会社(各支店)		災害時における緊急陸上輸送		
佐川急便株式会社(各支店)		災害時における物資輸送		
ヤマト運輸株式会社(各支店)		災害時における物資輸送		
赤帽兵庫県軽自動車運送協同組合		災害時における物資輸送		
関西電力送配電株式会社	電力供給施設の整備と防災管理	電力供給施設の応急対策の実施	被災電力供給施設の復旧	
大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社	ガス供給施設の整備と防災管理	ガス供給施設の応急対策の実施	被災ガス供給施設の復旧	

6・7 (略)

第2 市民等の責務 (略)

第2章 災害に関する現状と課題

第1節～第3節 (略)

参考資料

【兵庫県地域防災計画（地震災害対策計画）抜粋】

第5節 地震災害の危険性と被害の特徴

第1 趣旨 (略)

第2 内容

1 活断層と地震災害

2 内陸部地震

(1) 地震発生の危険性 (略)

<改 正 後>

KDDI株式会社 (関西総支社)	電気通信設備の整備と防災管理	1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧	
ソフトバンク株式会社	電気通信設備の整備と防災管理	1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧	
楽天モバイル株式会社	電気通信設備の整備と防災管理	1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧	
日本通運株式会社(各支店)		災害時における緊急陸上輸送		
佐川急便株式会社(各支店)		災害時における物資輸送		
ヤマト運輸株式会社(各支店)		災害時における物資輸送		
赤帽兵庫県軽自動車運送協同組合		災害時における物資輸送		
関西電力送配電株式会社	電力供給施設の整備と防災管理	電力供給施設の応急対策の実施	被災電力供給施設の復旧	
大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社	ガス供給施設の整備と防災管理	ガス供給施設の応急対策の実施	被災ガス供給施設の復旧	

6・7 (略)

第2 市民等の責務 (略)

第2章 災害に関する現状と課題

第1節～第3節 (略)

参考資料

【兵庫県地域防災計画（地震災害対策計画）抜粋】

第5節 地震災害の危険性と被害の特徴

第1 趣旨 (略)

第2 内容

1 活断層と地震災害

2 内陸部地震

(1) 地震発生の危険性 (略)

<修正理由>

【新旧対照表（地域防災計画（震災対策編））】

＜現 行＞	＜改 正 後＞	＜修正理由＞
<p>(2) 兵庫県内に被害を及ぼす可能性のある主要な活断層</p> <p>① 山崎断層帯</p> <p>【断層帯の位置及び形態】</p> <p>山崎断層帯は、那岐山（なぎせん）断層帯、山崎断層帯主部、草谷（くさたに）断層の3つの起震断層に区分される。那岐山断層帯は、岡山県苫田（とまた）郡鏡野（かがみの）町から岡山県勝田郡奈義（なぎ）町に至る断層帯である。長さは約32kmで、ほぼ東西方向に延びており、断層帯の北側が南側に対して相対的に隆起する断層帯である。</p> <p>山崎断層帯主部は、岡山県勝田郡勝田町から兵庫県三木市に至る断層帯で、ほぼ西北西－東南東方向に一連の断層が連なるように分布している。全体の長さは約80kmで、主として左横ずれの断層帯である。草谷断層は、兵庫県三木市から兵庫県加古川市にかけて分布する断層で、東北東－西南西方向に延びる主として右横ずれの断層である。</p> <p>なお、山崎断層帯主部は、兵庫県姫路市より北西側と兵庫県神崎（かんだき）郡福崎（ふくさき）町より南東側とではそれぞれ最新活動時期が異なる。</p> <p>図 （略）</p> <p>（参考）地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価</p> <p>表 （略）</p> <p style="text-align: right;">（評価時点は全て令和4年1月1日現在）</p> <p>※ 今後30年以内の発生確率の欄に記載したグループ分けは、今後30年の間に地震が発生する可能性について、我が国の主な活断層の中での位置づけを表したものであり、確率の最大値が3%以上は「高いグループ」、0.1%以上3%未満は「やや高いグループ」に属する。</p>	<p>(2) 兵庫県内に被害を及ぼす可能性のある主要な活断層</p> <p>① 山崎断層帯</p> <p>【断層帯の位置及び形態】</p> <p>山崎断層帯は、那岐山（なぎせん）断層帯、山崎断層帯主部、草谷（くさたに）断層の3つの起震断層に区分される。那岐山断層帯は、岡山県苫田（とまた）郡鏡野（かがみの）町から岡山県勝田郡奈義（なぎ）町に至る断層帯である。長さは約32kmで、ほぼ東西方向に延びており、断層帯の北側が南側に対して相対的に隆起する断層帯である。</p> <p>山崎断層帯主部は、岡山県勝田郡勝田町から兵庫県三木市に至る断層帯で、ほぼ西北西－東南東方向に一連の断層が連なるように分布している。全体の長さは約80kmで、主として左横ずれの断層帯である。草谷断層は、兵庫県三木市から兵庫県加古川市にかけて分布する断層で、東北東－西南西方向に延びる主として右横ずれの断層である。</p> <p>なお、山崎断層帯主部は、兵庫県姫路市より北西側と兵庫県神崎（かんだき）郡福崎（ふくさき）町より南東側とではそれぞれ最新活動時期が異なる。</p> <p>図 （略）</p> <p>（参考）地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価</p> <p>表 （略）</p> <p style="text-align: right;">（評価時点は全て令和5年1月1日現在）</p> <p>※ 今後30年以内の発生確率の欄に記載したグループ分けは、今後30年の間に地震が発生する可能性について、我が国の主な活断層の中での位置づけを表したものであり、確率の最大値が3%以上は「高いグループ」、0.1%以上3%未満は「やや高いグループ」に属する。</p>	<p>県地域防災計画に伴う修正</p>
<p>②中央構造線断層帯</p> <p>【断層帯の位置及び形態】</p> <p>中央構造線断層帯は、奈良県香芝（かしば）市から五條市、和歌山県和歌山市、淡路島の兵庫県南あわじ市（旧南淡町）の南方海域を経て、徳島県鳴門市から愛媛県伊予市まで、四国北部をほぼ東西に横断し、伊予灘に達している。断層はさらに西に延びるが、ここでは佐田岬北西沖付近よりも東側を評価の対象とした。全体として長さは約360kmで、右横ずれを主体とし、上下方向のずれを伴う断層帯である。</p> <p>なお、中央構造線断層帯は連続的に分布しており、断層の形状のみから将来の活動区間を評価するのは困難である。ここでは主に過去の活動時期から6つの区間に区分したが、これらの区間が個別に活動する可能性や、複数の区間が同時に活動する可能性、さらにはこれら6つの区間とは異なる範囲が活動する可能性も否定できない。</p> <p>図 （略）</p> <p>（参考）地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価</p> <p>表 （略）</p> <p style="text-align: right;">（評価時点は全て令和4年1月1日現在）</p> <p>③ 六甲・淡路島断層帯</p> <p>【断層帯の位置及び形態】</p>	<p>②中央構造線断層帯</p> <p>【断層帯の位置及び形態】</p> <p>中央構造線断層帯は、奈良県香芝（かしば）市から五條市、和歌山県和歌山市、淡路島の兵庫県南あわじ市（旧南淡町）の南方海域を経て、徳島県鳴門市から愛媛県伊予市まで、四国北部をほぼ東西に横断し、伊予灘に達している。断層はさらに西に延びるが、ここでは佐田岬北西沖付近よりも東側を評価の対象とした。全体として長さは約360kmで、右横ずれを主体とし、上下方向のずれを伴う断層帯である。</p> <p>なお、中央構造線断層帯は連続的に分布しており、断層の形状のみから将来の活動区間を評価するのは困難である。ここでは主に過去の活動時期から6つの区間に区分したが、これらの区間が個別に活動する可能性や、複数の区間が同時に活動する可能性、さらにはこれら6つの区間とは異なる範囲が活動する可能性も否定できない。</p> <p>図 （略）</p> <p>（参考）地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価</p> <p>表 （略）</p> <p style="text-align: right;">（評価時点は全て令和5年1月1日現在）</p> <p>③ 六甲・淡路島断層帯</p> <p>【断層帯の位置及び形態】</p>	<p>県地域防災計画に伴う修正</p>

【新旧対照表（地域防災計画（震災対策編））】

＜現 行＞	＜改 正 後＞	＜修正理由＞
<p>六甲・淡路島断層帯は、大阪府箕面（みのお）市から兵庫県西宮市、神戸市などを経て淡路島北部に至る六甲・淡路島断層帯主部と淡路島中部の洲本市から南あわじ市に至る先山（せんざん）断層帯からなる。六甲・淡路島断層帯主部は、断層の分布形態や過去の活動時期の違いなどから、長さ約71kmの六甲山地南縁（ろっこうさんちなんえん）－淡路島東岸区間および長さ約23kmの淡路島西岸区間の2つに区分される。六甲・淡路島断層帯主部の全体の長さは約71kmでほぼ北東－南西方向に延びる。このうち、六甲山地南縁－淡路島東岸区間では、右横ずれを主体とし、北西側が相対的に隆起する逆断層成分を伴う。一方、淡路島西岸区間では、右横ずれを主体とし、南東側が相対的に隆起する逆断層成分を伴う。先山断層帯は、長さが約12kmで、北西側が相対的に隆起する逆断層である。</p> <p>1995年（平成7年）の兵庫県南部地震では、淡路島西岸区間と六甲山地南縁－淡路島東岸区間のうちの、西宮市から明石海峡にかけての全長約30kmの範囲の地下で活動し、甚大な被害を生じた。淡路島西岸区間では断層活動が地表まで達し明瞭な地表地震断層が出現したほか、六甲山地南縁においては余震活動や地震波形の観測・解析等から地下において断層活動が起こったことが明らかになっている。ただし、六甲山地南縁において、測量観測とそれを基に解析された地殻変動は、六甲山地南縁－淡路島東岸区間全域には及んでおらず、変動量も淡路島西岸区間沿いに比べて小さかった。また、断層を挟んでの地殻変動も、淡路島西岸区間沿いほどは顕著でなかった。</p> <p>これらのことより、兵庫県南部地震を淡路島西岸区間においては最大規模（以下、「固有規模」という。）の地震とみなして最新活動としたが、六甲山地南縁－淡路島東岸区間においては固有規模の地震よりひとまわり小さい地震とみなして最新活動ではないと評価した。</p> <p>図（略）</p> <p>（参考）地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価</p> <p>表（略）</p> <p style="text-align: right;">（評価時点は全て令和4年1月1日現在）</p> <p>④ 上町（うえまち）断層帯 【断層帯の位置および形態】 上町断層帯は、大阪府豊中市から大阪市を経て岸和田市に至る断層帯である。全体として長さは約42kmで、ほぼ南北方向に延びており、断層帯の東側が西側に乗り上げる逆断層である。</p> <p>図（略）</p> <p>（参考）地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価</p> <p>表（略）</p> <p style="text-align: right;">（評価時点は全て令和4年1月1日現在）</p> <p>⑤ その他の断層（略）</p> <p>(3) 想定地震 兵庫県内において震度5強以上の揺れを生じさせる県内外の地震を対象とした。</p> <p>○マグニチュード7程度以上の地震規模が予想される活断層における30年以内の地震発生確率 ＜地震調査研究推進本部による断層帯の長期評価（算定基準日：令和4年1月1日）＞</p>	<p>六甲・淡路島断層帯は、大阪府箕面（みのお）市から兵庫県西宮市、神戸市などを経て淡路島北部に至る六甲・淡路島断層帯主部と淡路島中部の洲本市から南あわじ市に至る先山（せんざん）断層帯からなる。六甲・淡路島断層帯主部は、断層の分布形態や過去の活動時期の違いなどから、長さ約71kmの六甲山地南縁（ろっこうさんちなんえん）－淡路島東岸区間および長さ約23kmの淡路島西岸区間の2つに区分される。六甲・淡路島断層帯主部の全体の長さは約71kmでほぼ北東－南西方向に延びる。このうち、六甲山地南縁－淡路島東岸区間では、右横ずれを主体とし、北西側が相対的に隆起する逆断層成分を伴う。一方、淡路島西岸区間では、右横ずれを主体とし、南東側が相対的に隆起する逆断層成分を伴う。先山断層帯は、長さが約12kmで、北西側が相対的に隆起する逆断層である。</p> <p>1995年（平成7年）の兵庫県南部地震では、淡路島西岸区間と六甲山地南縁－淡路島東岸区間のうちの、西宮市から明石海峡にかけての全長約30kmの範囲の地下で活動し、甚大な被害を生じた。淡路島西岸区間では断層活動が地表まで達し明瞭な地表地震断層が出現したほか、六甲山地南縁においては余震活動や地震波形の観測・解析等から地下において断層活動が起こったことが明らかになっている。ただし、六甲山地南縁において、測量観測とそれを基に解析された地殻変動は、六甲山地南縁－淡路島東岸区間全域には及んでおらず、変動量も淡路島西岸区間沿いに比べて小さかった。また、断層を挟んでの地殻変動も、淡路島西岸区間沿いほどは顕著でなかった。</p> <p>これらのことより、兵庫県南部地震を淡路島西岸区間においては最大規模（以下、「固有規模」という。）の地震とみなして最新活動としたが、六甲山地南縁－淡路島東岸区間においては固有規模の地震よりひとまわり小さい地震とみなして最新活動ではないと評価した。</p> <p>図（略）</p> <p>（参考）地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価</p> <p>表（略）</p> <p style="text-align: right;">（評価時点は全て令和5年1月1日現在）</p> <p>④ 上町（うえまち）断層帯 【断層帯の位置および形態】 上町断層帯は、大阪府豊中市から大阪市を経て岸和田市に至る断層帯である。全体として長さは約42kmで、ほぼ南北方向に延びており、断層帯の東側が西側に乗り上げる逆断層である。</p> <p>図（略）</p> <p>（参考）地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価</p> <p>表（略）</p> <p style="text-align: right;">（評価時点は全て令和5年1月1日現在）</p> <p>⑤ その他の断層（略）</p> <p>(3) 想定地震 兵庫県内において震度5強以上の揺れを生じさせる県内外の地震を対象とした。</p> <p>○マグニチュード7程度以上の地震規模が予想される活断層における30年以内の地震発生確率 ＜地震調査研究推進本部による断層帯の長期評価（算定基準日：令和5年1月1日）＞</p>	<p>県地域防災計画に伴う修正</p>
<p>六甲・淡路島断層帯は、大阪府箕面（みのお）市から兵庫県西宮市、神戸市などを経て淡路島北部に至る六甲・淡路島断層帯主部と淡路島中部の洲本市から南あわじ市に至る先山（せんざん）断層帯からなる。六甲・淡路島断層帯主部は、断層の分布形態や過去の活動時期の違いなどから、長さ約71kmの六甲山地南縁（ろっこうさんちなんえん）－淡路島東岸区間および長さ約23kmの淡路島西岸区間の2つに区分される。六甲・淡路島断層帯主部の全体の長さは約71kmでほぼ北東－南西方向に延びる。このうち、六甲山地南縁－淡路島東岸区間では、右横ずれを主体とし、北西側が相対的に隆起する逆断層成分を伴う。一方、淡路島西岸区間では、右横ずれを主体とし、南東側が相対的に隆起する逆断層成分を伴う。先山断層帯は、長さが約12kmで、北西側が相対的に隆起する逆断層である。</p> <p>1995年（平成7年）の兵庫県南部地震では、淡路島西岸区間と六甲山地南縁－淡路島東岸区間のうちの、西宮市から明石海峡にかけての全長約30kmの範囲の地下で活動し、甚大な被害を生じた。淡路島西岸区間では断層活動が地表まで達し明瞭な地表地震断層が出現したほか、六甲山地南縁においては余震活動や地震波形の観測・解析等から地下において断層活動が起こったことが明らかになっている。ただし、六甲山地南縁において、測量観測とそれを基に解析された地殻変動は、六甲山地南縁－淡路島東岸区間全域には及んでおらず、変動量も淡路島西岸区間沿いに比べて小さかった。また、断層を挟んでの地殻変動も、淡路島西岸区間沿いほどは顕著でなかった。</p> <p>これらのことより、兵庫県南部地震を淡路島西岸区間においては最大規模（以下、「固有規模」という。）の地震とみなして最新活動としたが、六甲山地南縁－淡路島東岸区間においては固有規模の地震よりひとまわり小さい地震とみなして最新活動ではないと評価した。</p> <p>図（略）</p> <p>（参考）地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価</p> <p>表（略）</p> <p style="text-align: right;">（評価時点は全て令和4年1月1日現在）</p> <p>④ 上町（うえまち）断層帯 【断層帯の位置および形態】 上町断層帯は、大阪府豊中市から大阪市を経て岸和田市に至る断層帯である。全体として長さは約42kmで、ほぼ南北方向に延びており、断層帯の東側が西側に乗り上げる逆断層である。</p> <p>図（略）</p> <p>（参考）地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価</p> <p>表（略）</p> <p style="text-align: right;">（評価時点は全て令和4年1月1日現在）</p> <p>⑤ その他の断層（略）</p> <p>(3) 想定地震 兵庫県内において震度5強以上の揺れを生じさせる県内外の地震を対象とした。</p> <p>○マグニチュード7程度以上の地震規模が予想される活断層における30年以内の地震発生確率 ＜地震調査研究推進本部による断層帯の長期評価（算定基準日：令和4年1月1日）＞</p>	<p>六甲・淡路島断層帯は、大阪府箕面（みのお）市から兵庫県西宮市、神戸市などを経て淡路島北部に至る六甲・淡路島断層帯主部と淡路島中部の洲本市から南あわじ市に至る先山（せんざん）断層帯からなる。六甲・淡路島断層帯主部は、断層の分布形態や過去の活動時期の違いなどから、長さ約71kmの六甲山地南縁（ろっこうさんちなんえん）－淡路島東岸区間および長さ約23kmの淡路島西岸区間の2つに区分される。六甲・淡路島断層帯主部の全体の長さは約71kmでほぼ北東－南西方向に延びる。このうち、六甲山地南縁－淡路島東岸区間では、右横ずれを主体とし、北西側が相対的に隆起する逆断層成分を伴う。一方、淡路島西岸区間では、右横ずれを主体とし、南東側が相対的に隆起する逆断層成分を伴う。先山断層帯は、長さが約12kmで、北西側が相対的に隆起する逆断層である。</p> <p>1995年（平成7年）の兵庫県南部地震では、淡路島西岸区間と六甲山地南縁－淡路島東岸区間のうちの、西宮市から明石海峡にかけての全長約30kmの範囲の地下で活動し、甚大な被害を生じた。淡路島西岸区間では断層活動が地表まで達し明瞭な地表地震断層が出現したほか、六甲山地南縁においては余震活動や地震波形の観測・解析等から地下において断層活動が起こったことが明らかになっている。ただし、六甲山地南縁において、測量観測とそれを基に解析された地殻変動は、六甲山地南縁－淡路島東岸区間全域には及んでおらず、変動量も淡路島西岸区間沿いに比べて小さかった。また、断層を挟んでの地殻変動も、淡路島西岸区間沿いほどは顕著でなかった。</p> <p>これらのことより、兵庫県南部地震を淡路島西岸区間においては最大規模（以下、「固有規模」という。）の地震とみなして最新活動としたが、六甲山地南縁－淡路島東岸区間においては固有規模の地震よりひとまわり小さい地震とみなして最新活動ではないと評価した。</p> <p>図（略）</p> <p>（参考）地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価</p> <p>表（略）</p> <p style="text-align: right;">（評価時点は全て令和5年1月1日現在）</p> <p>④ 上町（うえまち）断層帯 【断層帯の位置および形態】 上町断層帯は、大阪府豊中市から大阪市を経て岸和田市に至る断層帯である。全体として長さは約42kmで、ほぼ南北方向に延びており、断層帯の東側が西側に乗り上げる逆断層である。</p> <p>図（略）</p> <p>（参考）地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価</p> <p>表（略）</p> <p style="text-align: right;">（評価時点は全て令和5年1月1日現在）</p> <p>⑤ その他の断層（略）</p> <p>(3) 想定地震 兵庫県内において震度5強以上の揺れを生じさせる県内外の地震を対象とした。</p> <p>○マグニチュード7程度以上の地震規模が予想される活断層における30年以内の地震発生確率 ＜地震調査研究推進本部による断層帯の長期評価（算定基準日：令和5年1月1日）＞</p>	<p>県地域防災計画に伴う修正</p>

表（略）

検討対象とした県内外の活断層地震

図（略）

〔その他の活断層〕（略）

(4) 被害想定（略）

3 津波を伴う地震

(1) 地震発生の危険性

- ・南海トラフ地震

南海トラフでは、西南日本弧が位置する大陸プレートに海洋プレートであるフィリピン海プレートが沈み込んでおり、その境界面（以下、「プレート境界面」という。）がすべることにより、これまでに繰り返し大地震が発生してきた。近年では昭和19年（1944年）に昭和東南海地震、昭和21年（1946年）に昭和南海地震が発生し、地震動や津波により甚大な被害が生じた。これらの地震発生から既に70年近くが経過し、南海トラフにおける次の大地震発生の可能性が高まっており、発生時には、東海・東南海・南海地震が連動して発生する可能性も有り、広範囲に及ぶ被害が予想される。

南海トラフについては、歴史地震に関する豊富な記録に加えて、地震活動、地殻変動、地殻構造、変動地形などについて数多くの研究が行われており、大地震の繰り返しの発生履歴が詳しく調べられているプレート境界の一つとして知られている。

(参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価
 (海溝型地震の今後10, 30, 50年以内の地震発生確率：算定基準日令和4年(2022年)1月1日)

領域または地震名	長期評価で予想した地震規模	地震発生確率			平均活動間隔(上段)最新活動時期(下段)
		10年以内	30年以内	50年以内	
南海トラフ	M8～M9クラス	30%程度	70%～80%	90%程度もしくはそれ以上	次回までの標準的な値 88.2年 76.0年前

(参考) 南海トラフにおける過去の地震（略）
 (2)・(3)（略）

第2編 災害予防計画

第1章 基本方針（略）

第2章 災害応急対策に係る備えの充実

災害応急対策を迅速かつ有効に展開するために必要な体制、資機材等の備えの充実に努める。

第1節～第7節（略）

表（略）

検討対象とした県内外の活断層地震

図（略）

〔その他の活断層〕（略）

(4) 被害想定（略）

3 津波を伴う地震

(1) 地震発生の危険性

- ・南海トラフ地震

南海トラフでは、西南日本弧が位置する大陸プレートに海洋プレートであるフィリピン海プレートが沈み込んでおり、その境界面（以下、「プレート境界面」という。）がすべることにより、これまでに繰り返し大地震が発生してきた。近年では昭和19年（1944年）に昭和東南海地震、昭和21年（1946年）に昭和南海地震が発生し、地震動や津波により甚大な被害が生じた。これらの地震発生から既に70年近くが経過し、南海トラフにおける次の大地震発生の可能性が高まっており、発生時には、東海・東南海・南海地震が連動して発生する可能性も有り、広範囲に及ぶ被害が予想される。

南海トラフについては、歴史地震に関する豊富な記録に加えて、地震活動、地殻変動、地殻構造、変動地形などについて数多くの研究が行われており、大地震の繰り返しの発生履歴が詳しく調べられているプレート境界の一つとして知られている。

(参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価
 (海溝型地震の今後10, 30, 50年以内の地震発生確率：算定基準日令和5年(2023年)1月1日)

領域または地震名	長期評価で予想した地震規模	地震発生確率			平均活動間隔(上段)最新活動時期(下段)
		10年以内	30年以内	50年以内	
南海トラフ	M8～M9クラス	30%程度	70%～80%	90%程度もしくはそれ以上	次回までの標準的な値 88.2年 77.0年前

(参考) 南海トラフにおける過去の地震（略）
 (2)・(3)（略）

第2編 災害予防計画

第1章 基本方針（略）

第2章 災害応急対策に係る備えの充実

災害応急対策を迅速かつ有効に展開するために必要な体制、資機材等の備えの充実に努める。

第1節～第7節（略）

県地域防災計画に伴う修正

<p>第8節 災害救急医療システムの整備</p> <p>救急医療活動を迅速かつ的確に実施する体制の整備を図る。 山崎断層帯主部南東部・草谷（くさたに）断層の地震による被害想定では、死者266人、負傷者779人となっており、加東市及び広域の救急医療体制を構築する。</p> <p>第1 災害対応病院等の整備（略）</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>第2 医薬品等の確保（略）</p> <p>第3 市民に対する啓発（略）</p> <p>第4 災害医療体制等の整備（略）</p> <p>第9節 緊急輸送体制の整備</p> <p>災害発生後、救助・救急・医療・消火活動を迅速に行うため、また、被災者に緊急物資を供給するため、あらかじめ緊急輸送道路を定める。</p> <p>第1 緊急輸送道路ネットワークの形成</p> <p>1・2（略）</p> <hr/> <hr/> <p>第2・第3（略）</p> <p>第10節 避難対策の充実</p> <p>災害時における避難及び避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るための体制整備について定める。</p> <p>第1 避難所等の指定</p> <p>公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される「指定緊急避難場所」及び被災者が避難生活を送るための「指定避難所」をあらかじめ指定する。また、</p>	<p>第8節 災害救急医療システムの整備</p> <p>救急医療活動を迅速かつ的確に実施する体制の整備を図る。 山崎断層帯主部南東部・草谷（くさたに）断層の地震による被害想定では、死者266人、負傷者779人となっており、加東市及び広域の救急医療体制を構築する。</p> <p>第1 災害対応病院等の整備（略）</p> <p>第2 災害救急医療システムの充実</p> <p><u>市は、地域保健医療情報センターを設置する各災害医療圏における災害救急医療体制の充実・強化を図るために、平常時より医療機関等の業務継続基盤（耐震性、電源、水、地域における役割等）の把握に努め、医療機関相互の応援体制や発災直後の医療対応の具体的手順、市町の役割である救護所予定場所の設定や医薬品及び飲料水等の備蓄並びに市単位の拠点医療機関から災害拠点病院への患者搬送の流れ等の災害時保健医療マニュアルを定め、特に初動期に迅速に対応できる体制を整備する。</u></p> <p>第3 医薬品等の確保（略）</p> <p>第4 市民に対する啓発（略）</p> <p>第5 災害医療体制等の整備（略）</p> <p>第9節 緊急輸送体制の整備</p> <p>災害発生後、救助・救急・医療・消火活動を迅速に行うため、また、被災者に緊急物資を供給するため、あらかじめ緊急輸送道路を定める。</p> <p>第1 緊急輸送道路ネットワークの形成</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 通行の確保</p> <p><u>道路管理者は、緊急輸送道路における新設の電柱等による道路占用を原則として禁止するとともに、一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。</u></p> <p>第2・第3（略）</p> <p>第10節 避難対策の充実</p> <p>災害時における避難及び避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るための体制整備について定める。</p> <p>第1 避難所等の指定</p> <p>公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される「指定緊急避難場所」及び被災者が避難生活を送るための「指定避難所」をあらかじめ指定する。また、指定避難所等については、日本工業規格に基づく図記号を使用した標識のほか、防災訓練の実施や防災マッ</p>	<p>県地域防災計画に伴う追記</p> <p>数字のずれ</p> <p>県地域防災計画に伴う追記</p>
--	---	--

【新旧対照表（地域防災計画（震災対策編））】

＜現 行＞

＜改 正 後＞

＜修正理由＞

指定避難所等については、日本工業規格に基づく図記号を使用した標識のほか、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により市民に対して周知徹底を図る。
市は、図記号を使用した標識の見方に関する周知に努める。

1 指定緊急避難場所（略）

2 指定避難所

震災による最大規模の避難者数 9,635 人（第1編第2章第3節第3参照）を収容できる避難所を確保する。

(1)～(3)（略）

(4) 留意事項

- 避難所の場所について、標識、案内板、防災訓練の実施やハザードマップの作成・配布等により市民に周知する。
- 学校を避難所とする場合については、特に教育機能の早期回復に留意することとする。そのため、指定に当たって、教育委員会及び当該学校と十分協議し、平常時からの協力・連携体制の充実に努める。
- 指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な高齢者、障害者等の要配慮者のため、福祉避難所として指定避難所を指定し、必要な避難先を適切に確保するよう努める。
- 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。

福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示する。その際、福祉避難所で受入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

- 指定管理施設が指定避難所に指定されている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- 住民票の有無等に関わらず、避難してきた者を適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。
- 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、避難所において感染症患者が発生した場合や濃厚接触者の避難等に適切に対応できるよう、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局、加東健康福祉事務所が連携する。また、避難所での3密（密閉・密集・密接）を回避するため、必要に応じて、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。
- 指定避難所は、一定期間避難生活を送るための施設であるため、災害種別による区分けはないが、指定緊急避難場所は、災害が発生した際に、緊急的に身の安全を守るための施設であるため、地震又は洪水には対応できない施設がある。指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から市民等へ周知徹底するよう努める。
- 自動車避難又は車中泊避難については、推奨するものではないが、ペット避難、コロナ禍での自宅療養者等の避難先として活用する可能性もあることから、地域の実情を踏まえ、自動車避難又は車中泊避難を受け入れる地域では、適切な対応がとれるよう、体制整備等を検討しておく必要がある。

第2 避難所管理運営体制の整備（略）

プの作成・配布等により市民に対して周知徹底を図る。
市は、図記号を使用した標識の見方に関する周知に努める。

1 指定緊急避難場所（略）

2 指定避難所

震災による最大規模の避難者数 9,635 人（第1編第2章第3節第3参照）を収容できる避難所を確保する。

(1)～(3)（略）

(4) 留意事項

- 避難所の場所について、標識、案内板、防災訓練の実施やハザードマップの作成・配布等により市民に周知する。
- 学校を避難所とする場合については、特に教育機能の早期回復に留意することとする。そのため、指定に当たって、教育委員会及び当該学校と十分協議し、平常時からの協力・連携体制の充実に努める。
- 指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な高齢者、障害者等の要配慮者のため、福祉避難所として指定避難所を指定し、必要な避難先を適切に確保するよう努める。
- 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。
- 福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示する。その際、福祉避難所で受入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。
- 指定管理施設が指定避難所に指定されている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- 住民票の有無等に関わらず、避難してきた者を適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。
- 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、避難所において感染症患者が発生した場合や有症状者の避難等に適切に対応できるよう、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局、加東健康福祉事務所が連携する。また、避難所での3密（密閉・密集・密接）を回避するため、必要に応じて、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。
- 指定避難所は、一定期間避難生活を送るための施設であるため、災害種別による区分けはないが、指定緊急避難場所は、災害が発生した際に、緊急的に身の安全を守るための施設であるため、地震又は洪水には対応できない施設がある。指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から市民等へ周知徹底するよう努める。
- 自動車避難又は車中泊避難については、推奨するものではないが、ペット避難、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の避難先として活用する可能性もあることから、地域の実情を踏まえ、自動車避難又は車中泊避難を受け入れる地域では、適切な対応がとれるよう、体制整備等を検討しておく必要がある。

第2 避難所管理運営体制の整備（略）

県地域防災計画に伴う追記

県地域防災計画に伴う修正

県地域防災計画に伴う修正

【新旧対照表（地域防災計画（震災対策編））】

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

<p>ものとする。</p> <p>(3) 個別避難計画作成をはじめとする地域における避難支援体制の整備 災害対策基本法の改正により、個別避難計画の作成が努力義務化されたことを踏まえ、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、児童委員、自主防災組織、地域住民_____等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿をもとに、優先度の高い者から個別避難計画を作成・共有するなどの地域における支援体制の整備に努める。</p> <p>_____なお、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても、個別避難計画の活用に支障が生じないよう、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の適切な管理に努める。</p> <p>_____</p> <p>個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から避難支援等関係者に対する情報提供や避難支援体制の整備等、必要な配慮を行う。</p> <p>地区（自治会）、自主防災組織等は、避難行動要支援者の避難に係る<u>個別の支援計画</u>の策定に取り組むこととする。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2 要配慮者への情報伝達手段の確立 要配慮者に対する情報伝達について、その特性に応じた多様な情報伝達手段の確保に努める。</p> <p>(1) 障害者への情報伝達体制の整備 (略)</p> <p>(2) 緊急通報システムの拡充 高齢者、障害者等と北はりま消防本部の間に緊急通報システムを拡充するとともに、その周知に努める。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(3) 外国人に対する日常の情報提供等 (略)</p> <p>第3～第5 (略)</p> <p>第16節 災害ボランティア活動の支援体制の整備 大規模地震が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合を想定し、平常時から災害ボランティア活動の支援体制の整備等に努める。</p> <p>第1・第2 (略)</p>	<p>ものとする。</p> <p>(3) 個別避難計画作成をはじめとする地域における避難支援体制の整備 災害対策基本法の改正により、個別避難計画の作成が努力義務化されたことを踏まえ、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、児童委員、自主防災組織、地域住民、<u>NPO</u>等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿をもとに、優先度の高い者から個別避難計画を作成・共有するなどの地域における支援体制の整備に努める。<u>この場合、コミュニティの希薄化や担い手の高齢化、都市部と山間部の違い、積雪や凍結といった地域特性等に留意する。</u>なお、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても、個別避難計画の活用に支障が生じないよう、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の適切な管理に努める。</p> <p><u>被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。</u></p> <p>個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から避難支援等関係者に対する情報提供や避難支援体制の整備等、必要な配慮を行う。</p> <p>地区（自治会）、自主防災組織等は、避難行動要支援者の避難に係る<u>個別避難計画</u>の策定に取り組むこととする。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2 要配慮者への情報伝達手段の確立 要配慮者に対する情報伝達について、その特性に応じた多様な情報伝達手段の確保に努める。</p> <p>(1) 障害者への情報伝達体制の整備 (略)</p> <p>(2) 緊急通報システムの拡充 高齢者、障害者等と北はりま消防本部の間に緊急通報システムを拡充するとともに、その周知に努める。</p> <p><u>なお、障害者については、緊急の通報を迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずる。</u></p> <p>(3) 障害者への情報伝達体制の整備 <u>通常の音声・言語による手段では適切に情報を入手できない障害者が、防災に関する情報を迅速かつ確実に行うことができるようにするため、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティア等の派遣・協力システムの整備など、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずる。</u></p> <p>(4) 外国人に対する日常の情報提供等 (略)</p> <p>第3～第5 (略)</p> <p>第16節 災害ボランティア活動の支援体制の整備 大規模地震が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合を想定し、平常時から災害ボランティア活動の支援体制の整備等に努める。</p> <p>第1・第2 (略)</p>	<p>県地域防災計画に伴う修正</p> <p>字句の修正</p> <p>県地域防災計画に伴う追記</p> <p>数字のずれ</p>
--	---	---

<p>第3 災害ボランティア活動の環境整備</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 感染症の拡大が懸念される状況下における対応 市は、感染症の拡大が懸念される状況下では、感染予防措置を徹底する。</p> <hr/> <p>第4 県災害救援専門ボランティアの活用 (略)</p> <p>第17節～第20節 (略)</p> <p>第3章 市民参加による地域防災力・減災力の向上 「災害は必ずやってくる、明日にもやってくる」という現実及び「減災」の視点に立ち、まさかの事態を想定した日頃の準備を進め、防災意識の啓発、教育・訓練等の充実を図る。</p> <p>第1節 防災に関する学習等の充実 市民及び職員に対する防災意識及び知識の普及、高揚を図るため、防災学習の推進に努める。</p> <p>第1 市民に対する防災思想の普及 (略)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>第2 市民に対する防災・減災知識の普及 あらゆる機会を通じて市民の防災・減災意識の高揚に努める。</p> <p>1 普及方法 (略)</p> <p>2 普及内容 防災知識の普及にあたり、災害をイメージする能力を高めるための防災学習コンテンツ等の充実に努めるとともに、最近の災害における市民の避難行動や被災事例、気候変動の影響等についても考慮する。 (1)～(3) (略) (4) 津波に関する予報・警報や緊急地震速報、避難指示、警戒区域の設定_____等について正しい理解とそれに基づく的確な行動についての周知徹底 (5) 災害発生時の心得 (略)</p>	<p>第3 災害ボランティア活動の環境整備</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 感染症の拡大が懸念される状況下における対応 市は、感染症の拡大が懸念される状況下では、感染予防措置を徹底し、<u>ボランティア関係機関に対し感染予防措置の周知徹底を図る。</u></p> <p>第4 県災害救援専門ボランティアの活用 (略)</p> <p>第17節～第20節 (略)</p> <p>第3章 市民参加による地域防災力・減災力の向上 「災害は必ずやってくる、明日にもやってくる」という現実及び「減災」の視点に立ち、まさかの事態を想定した日頃の準備を進め、防災意識の啓発、教育・訓練等の充実を図る。</p> <p>第1節 防災に関する学習等の充実 市民及び職員に対する防災意識及び知識の普及、高揚を図るため、防災学習の推進に努める。</p> <p>第1 市民に対する防災思想の普及 (略)</p> <p>第2 災害教訓の伝承支援 <u>過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとし、市民が災害教訓を伝承する取組を支援する。</u></p> <p>第3 市民に対する防災・減災知識の普及 あらゆる機会を通じて市民の防災・減災意識の高揚に努める。</p> <p>1 普及方法 (略)</p> <p>2 普及内容 防災知識の普及にあたり、災害をイメージする能力を高めるための防災学習コンテンツ等の充実に努めるとともに、最近の災害における市民の避難行動や被災事例、気候変動の影響等についても考慮する。 (1)～(3) (略) (4) 津波に関する予報・警報や緊急地震速報、避難指示、警戒区域の設定、<u>津波の特性</u>等について正しい理解とそれに基づく的確な行動についての周知徹底 (5) 災害発生時の心得 (略)</p>	<p>県地域防災計画に伴う修正</p> <p>県地域防災計画に伴う追記</p> <p>数字のずれ</p> <p>県地域防災計画に伴う追記</p>
---	---	--

【新旧対照表（地域防災計画（震災対策編））】

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

防災基盤整備事業計画に基づき、防災基盤整備の計画的執行に努める。

地域防災計画等に基づき、防災基盤整備の計画的執行に努める。また、所有者不明土地を活用した備蓄倉庫の整備等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を検討する。

県地域防災計画に伴う修正

市が計画している防災基盤整備事業は、資料編のとおりである。

市が計画している防災基盤整備事業は、資料編のとおりである。

第5節 地盤災害の防止施設等の整備

第5節 地盤災害の防止施設等の整備

地盤災害に係る被害を未然に防止し、又は軽減するために必要な整備について定める。

地盤災害に係る被害を未然に防止し、又は軽減するために必要な整備について定める。

第1～第6 (略)

第1～第6 (略)

第7 災害危険区域対策の実施

第7 災害危険区域対策の実施

1 災害危険区域の指定 (略)

1 災害危険区域の指定 (略)

2 災害危険区域内の住宅除却又は移転対策

2 災害危険区域内の住宅除却又は移転対策

災害危険区域内に存する危険住宅の除却又は移転を行う者にその費用の一部を補助することができる。

災害危険区域内に存する危険住宅の除却又は移転を行う者にその費用の一部を補助することができる。

(1) 危険住宅の除却等に要する経費 (略)

(1) 危険住宅の除却等に要する経費 (略)

(2) 危険住宅に代わる移転先住宅の建設又は購入に要する経費

(2) 危険住宅に代わる移転先住宅の建設又は購入に要する経費

限度額 4,210千円 (土地を取得しない場合 3,250千円)

限度額 6,210千円 (土地を取得しない場合 5,250千円)

年利8.5%を限度に金融機関からの借入利息相当額[〃]について助成

年利8.5%を限度に金融機関からの借入利息相当額^等について助成

負担割合 国1/2、県1/4、市1/4

負担割合 国1/2、県1/4、市1/4

第8 地盤沈下の現況 (略)

第8 地盤沈下の現況 (略)

第6節・第7節 (略)

第6節・第7節 (略)

第3編 災害応急対策計画

第3編 災害応急対策計画

第1章 基本方針 (略)

第1章 基本方針 (略)

第2章 迅速な災害応急活動体制の確立

第2章 迅速な災害応急活動体制の確立

災害応急対策を円滑に展開するために必要な体制及び計画について定める。

災害応急対策を円滑に展開するために必要な体制及び計画について定める。

第1節 応急活動体制 (略)

第1節 応急活動体制 (略)

第2節 情報の収集・伝達及び報告

第2節 情報の収集・伝達及び報告

地震災害の応急対策を行う上で重要な資料となる情報の収集及び伝達、被害の調査及び報告について定める。

地震災害の応急対策を行う上で重要な資料となる情報の収集及び伝達、被害の調査及び報告について定める。

第1 情報収集・伝達手段の確保 (略)

第1 情報収集・伝達手段の確保 (略)

県地域防災計画に伴う修正

【新旧対照表（地域防災計画（震災対策編））】

＜現 行＞			＜改 正 後＞			＜修正理由＞
に関する情報	下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	グニチュード)を概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表	に関する情報	下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	グニチュード)を概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表	
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や、顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表	その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や、顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表	
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図形情報として発表	推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図形情報として発表	
<p>第3～第5（略）</p> <p>第6 被災者支援のための情報の収集・活用</p> <p>円滑な被災者支援のための情報の収集及び活用について定める。</p> <p>1 内容</p> <p>(1) 市民等からの問い合わせに対する回答（略）</p> <p>(2) 被災者台帳の作成</p> <p>市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</p> <hr/> <p>(被災者台帳に記載する事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名 ・生年月日 ・性別 ・住所又は居所 ・住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況 ・援護の実施の状況 ・要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 ・電話番号その他の連絡先 ・世帯の構成 ・り災証明書の交付の状況 ・市長が台帳情報を市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先 ・前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時 ・その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項 <p>(3) り災証明書の交付（略）</p> <p>第3節 防災関係機関等との連携促進</p> <p>地震による被害が大規模で、応急災害対策活動に応援を受ける必要があると認める場合における防災関係機関等に対する応援手続き等について定める。</p>			<p>第3～第5（略）</p> <p>第6 被災者支援のための情報の収集・活用</p> <p>円滑な被災者支援のための情報の収集及び活用について定める。</p> <p>1 内容</p> <p>(1) 市民等からの問い合わせに対する回答（略）</p> <p>(2) 被災者台帳の作成</p> <p>市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。 <u>また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。</u></p> <hr/> <p>(被災者台帳に記載する事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名 ・生年月日 ・性別 ・住所又は居所 ・住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況 ・援護の実施の状況 ・要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 ・電話番号その他の連絡先 ・世帯の構成 ・り災証明書の交付の状況 ・市長が台帳情報を市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先 ・前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時 ・その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項 <p>(3) り災証明書の交付（略）</p> <p>第3節 防災関係機関等との連携促進</p> <p>地震による被害が大規模で、応急災害対策活動に応援を受ける必要があると認める場合における防災関係機関等に対する応援手続き等について定める。</p>			<p>県地域防災計画に伴う追記</p>

<p>第1 自衛隊への派遣要請</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 活動内容</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 通信支援</u> 災害派遣部隊の通信連絡に支障を来さない限度で実施</p> <p>(9) 人員及び物資の緊急輸送 救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）</p> <p><u>(10) 炊飯及び給水</u> 炊飯及び給水の支援</p> <p><u>(11) 物資の無償貸付又は譲与</u> 「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」に基づき、被災者に対し生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与</p> <p><u>(12) 危険物の保安及び除去</u> 能力上可能なものについて、火薬類、爆発物、不発弾等危険物の保安措置及び除去</p> <p><u>(13) その他</u> その他、臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの</p> <p>6・7 (略)</p> <p>第2 関係機関との連携 (略)</p> <p>第4節 災害救助法の適用</p> <p>一定の規模以上の地震災害が発生し、被災者が現に応急的な救助を必要としている場合は、災害救助法の適用を申請し、応急的、一時的な救助を行う。</p> <p>1 適用基準</p> <p><u>(1) 適用基準</u> 同一の原因による災害により、被災者が現に救助を要する状態にある場合で、次のいずれかに該当するとき、知事により災害救助法が適用される。</p> <hr/> <p>① 市の区域内で住家の滅失世帯数が60世帯以上（災害救助法施行令第1条第1項第1号）</p> <p>② 県の区域内で、住家の滅失世帯数が2,500世帯以上に達し、かつ、市の区域内で住家の滅失世帯数が30世帯以上（災害救助法施行令第1条第1項第2号）</p> <p>③ 県の区域内で住家の滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合、又は住家の滅失世帯が多数で被害地域が他の集落から隔離され、若しくは孤立している等のため生活必需品などの補給が極めて困難な場合若しくは有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とする場合（災害救助法施行令第1条第1項第3号）</p> <p>④ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、次のいずれか</p>	<p>第1 自衛隊への派遣要請</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 活動内容</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <hr/> <p><u>(8) 人員及び物資の緊急輸送</u> 救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）</p> <p><u>(9) 給食、給水及び入浴支援</u> 給食、給水及び入浴支援</p> <p><u>(10) 物資の無償貸付又は譲与</u> 「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」に基づき、被災者に対し生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与</p> <p><u>(11) 危険物の保安及び除去</u> 能力上可能なものについて、火薬類、爆発物、不発弾等危険物の保安措置及び除去</p> <p><u>(12) その他</u> その他、臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの</p> <p>6・7 (略)</p> <p>第2 関係機関との連携 (略)</p> <p>第4節 災害救助法の適用</p> <p>一定の規模以上の地震災害が発生し、被災者が現に応急的な救助を必要としている場合は、災害救助法の適用を申請し、応急的、一時的な救助を行う。</p> <p>1 適用基準</p> <hr/> <p>同一の原因による災害により、被災者が現に救助を要する状態にある場合で、次のいずれかに該当するとき、知事により災害救助法が適用される。</p> <p><u>(1) 災害が発生した段階の適用（法第2条第1項）</u></p> <p>① 市の区域内で住家の滅失世帯数が60世帯以上（災害救助法施行令第1条第1項第1号）</p> <p>② 県の区域内で、住家の滅失世帯数が2,500世帯以上に達し、かつ、市の区域内で住家の滅失世帯数が30世帯以上（災害救助法施行令第1条第1項第2号）</p> <p>③ 県の区域内で住家の滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合、又は住家の滅失世帯が多数で被害地域が他の集落から隔離され、若しくは孤立している等のため生活必需品などの補給が極めて困難な場合若しくは有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とする場合（災害救助法施行令第1条第1項第3号）</p> <p>④ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、次のいずれか</p>	<p>県地域防災計画に伴う削除</p> <p>県地域防災計画に伴う修正</p> <p>県地域防災計画に伴う修正</p> <p>県地域防災計画に伴う修正</p> <p>県地域防災計画に伴う修正</p> <p>県地域防災計画に伴う修正</p> <p>字句の削除</p> <p>県地域防災計画に伴う追記</p>
---	--	--

【新旧対照表（地域防災計画（震災対策編））】

＜現 行＞	＜改 正 後＞	＜修正理由＞
<p>に該当すること（災害救助法施行令第1条第1項第4号）</p> <p>ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域の多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。</p> <p>イ 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。</p> <hr/> <p>(2) 減失世帯数の算定（略）</p> <p>(3) 適用手続（略）</p> <p>2 救助内容</p> <p>(1) 実施項目</p> <p>地域における公共の秩序を維持し、市民及び滞在者の安全を保持するため、市長が行うこととされた救助の実施に関する事務を適正に実施する。</p> <p>ただし、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない場合には、救助の実施に関する事務のうち、緊急を要する事務を実施する。</p> <p>表（略）</p> <hr/> <p>(2)～(4)（略）</p>	<p>に該当すること（災害救助法施行令第1条第1項第4号）</p> <p>ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域の多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。</p> <p>イ 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。</p> <p><u>(2) 災害が発生するおそれ段階の適用（法第2条第2項）</u> <u>災害が発生するおそれがある場合において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、市内において被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする場合</u></p> <p>2 減失世帯数の算定（略）</p> <p>3 適用手続（略）</p> <p>4 救助内容</p> <p>(1) 実施項目</p> <p>地域における公共の秩序を維持し、市民及び滞在者の安全を保持するため、市長が行うこととされた救助の実施に関する事務を適正に実施する。</p> <p>ただし、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない場合には、救助の実施に関する事務のうち、緊急を要する事務を実施する。</p> <p>表（略）</p> <p><u>ただし、災害が発生するおそれがある段階の救助の種類は避難所の設置とする（要配慮者等の避難の輸送・賃金職員等雇上げを含む。）。</u></p> <p>(2)～(4)（略）</p>	<p>県地域防災計画に伴う追記</p> <p>字句の修正 字句の修正</p> <p>数字のずれ</p> <p>県地域防災計画に伴う追記</p>
<p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>地震による火災その他の災害が発生した場合における、災害活動の展開について定める。</p> <p>第1節 消火活動等の実施（略）</p> <p>第2節 救助・救急、医療対策</p> <p>地震災害により被災した者の救出・救護活動、及び医療・助産活動に向けた対策について定める。</p> <p>第1・第2（略）</p> <p>第3 医療・助産対策</p> <p>1 救護所の設置</p> <p>(1) 次の場合に救護所を設置する。</p> <p>①・②（略）</p> <p>③ 被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と搬送能力との問題から、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため_____、被災地での対応が必要な場合</p> <p>(2)・(3)（略）</p> <p>2～4（略）</p>	<p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>地震による火災その他の災害が発生した場合における、災害活動の展開について定める。</p> <p>第1節 消火活動等の実施（略）</p> <p>第2節 救助・救急、医療対策</p> <p>地震災害により被災した者の救出・救護活動、及び医療・助産活動に向けた対策について定める。</p> <p>第1・第2（略）</p> <p>第3 医療・助産対策</p> <p>1 救護所の設置</p> <p>(1) 次の場合に救護所を設置する。</p> <p>①・②（略）</p> <p>③ 被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と搬送能力との問題から、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかる<u>等の理由で</u>、被災地での対応が必要な場合</p> <p>(2)・(3)（略）</p> <p>2～4（略）</p>	<p>県地域防災計画に伴う修正</p>

<p>5 医薬品等の供給 (1) 品目</p> <p>表 (略)</p> <p>※県と協力して、発災後3日間に必要となる医薬品等の迅速、<u>確実な確保に配慮する</u>。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>6 医療機関のライフラインの確保 県と連携を図りながら、水道、電気、ガス等ライフラインの関係機関に対し、医療機関のライフラインの<u>早期</u>復旧のための協力を<u>要請する</u>。</p> <p>第3節～第8節 (略)</p> <p>第9節 要配慮者支援対策</p> <p>高齢者、障害者、難病患者、乳幼児や妊産婦等の要配慮者に対する情報、避難、援護等の支援対策について定める。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 生活支援 (1)～(4) (略) (5) 避難所等における配慮 ①・② (略) ③ 福祉サービスの提供 福祉サービスが必要な要介護高齢者や障害者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、訪問介護員の派遣等、きめ細かな対応に努める。その際、避難所においても介護保険サービス<u>の</u>利用が可能であることに留意する。 ④ 快適な空間の確保 (略)</p> <p>4～9 (略)</p> <p>第10節・第11節 (略)</p> <p>第12節 廃棄物対策</p> <p>災害により発生した廃棄物（ガレキ、ごみ、し尿）の処理について定める。</p> <p>第1 ガレキ処理</p> <p>(1) 災害発生後の対応 (略) (2) 処理作業過程 ①・② (略)</p>	<p>5 医薬品等の供給 (1) 品目</p> <p>表 (略)</p> <p>※県と協力して、発災後3日間に必要となる医薬品等の迅速、<u>確実な確保を行う</u>。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>6 医療機関のライフラインの確保 県と連携を図りながら、<u>電気、水道</u>、ガス等ライフラインの関係機関に対し、医療機関<u>(特に病院)</u>のライフラインの<u>優先的</u>復旧のための協力を<u>速やかに</u>要請する。</p> <p>第3節～第8節 (略)</p> <p>第9節 要配慮者支援対策</p> <p>高齢者、障害者、難病患者、乳幼児や妊産婦等の要配慮者に対する情報、避難、援護等の支援対策について定める。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 生活支援 (1)～(4) (略) (5) 避難所等における配慮 ①・② (略) ③ 福祉サービスの提供 福祉サービスが必要な要介護高齢者や障害者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、訪問介護員の派遣等、きめ細かな対応に努める。その際、避難所においても介護保険サービス<u>及び障害福祉サービス</u>の利用が可能であることに留意する。 ④ 快適な空間の確保 (略)</p> <p>4～9 (略)</p> <p>第10節・第11節 (略)</p> <p>第12節 廃棄物対策</p> <p>災害により発生した廃棄物（ガレキ、ごみ、し尿）の処理について定める。</p> <p>第1 ガレキ処理</p> <p>(1) 災害発生後の対応 (略) (2) 処理作業過程 ①・② (略)</p>	<p>県地域防災計画に伴う修正</p> <p>県地域防災計画に伴う修正</p> <p>県地域防災計画に伴う追記</p>
--	---	---

<p>第1 電力の確保</p> <p>関西電力送配電(株)は、市内における電力施設の応急対策等を実施するものとされている。</p> <p>1 防災体制</p> <p>(1) 地域における防災体制</p> <p>関西電力送配電(株)の各支社が所管する地域（以下「地域」という。）は、当該地域における非常事態に対処するため、支社長を本部長 _____ とする非常災害対策総本部を設置する等、本店に準じた対策組織を設置する。</p> <p>播磨・但馬地域内で、非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、非常災害に係る予防又は復旧対策活動を統括するため、次のとおり対策組織を設置する。</p> <p>① 播磨・但馬地域非常災害対策総本部</p> <hr/> <p>② 播磨・但馬地域送配電非常災害対策本部</p> <hr/> <p>③ 播磨・但馬地域送配電警戒本部</p> <p>※送配電とは関西電力送配電(株)のことをいう。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 災害応急対策に関する事項</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 通話制限</p> <p>対策組織の長は、災害時の保安通信回線を確保するために必要と認めるときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。また、対策組織の設置前であっても、保安通信回線を確保するために必要と認めるときは、本店にあっては関西電力(株)の総務室長、地域にあっては支社長の判断により通話制限その他必要な措置を講ずる。</p> <p>3～10 (略)</p> <p>第2 ガスの確保 (略)</p> <p>第3 電気通信の確保</p> <p>地震により、電気通信施設が被災した場合、または被災するおそれがある場合は、次のとおり応急対策及び復旧活動を実施するものとされている。</p> <p>1 西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西支社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)の応急対策</p> <p>西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西支社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)各社は、連携を図りながら、次のとおり応急対策を実施することとする。</p> <p>(1) 災害発生直後の対応 (略)</p> <p>(2) 復旧作業にいたるまでの対応</p> <p>① 通信途絶の解消と通信の確保 (略)</p> <p>(3) 復旧作業過程</p> <p>① 通信の混乱防止</p> <p>地震の発生に伴い、全国各地から一時的に集中する問い合わせや見舞いの電話の殺到により交換</p>	<p>第1 電力の確保</p> <p>関西電力送配電(株)は、市内における電力施設の応急対策等を実施するものとされている。</p> <p>1 防災体制</p> <p>(1) 地域における防災体制</p> <p>関西電力送配電(株)の各本部が所管する地域（以下「地域」という。）は、当該地域における非常事態に対処するため、支社長及び本部長を対策組織の長とする非常災害対策総本部を設置する等、本店に準じた対策組織を設置する。</p> <p>播磨・但馬地域内で、非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、非常災害に係る予防又は復旧対策活動を統括するため、次のとおり対策組織を設置する。</p> <p>① 播磨・但馬地域非常災害対策総本部</p> <p>② 播磨・但馬地域発販等非常災害対策本部</p> <p>③ 播磨・但馬地域送配電非常災害対策本部</p> <p>④ 播磨・但馬地域発販等警戒本部</p> <p>⑤ 播磨・但馬地域送配電警戒本部</p> <hr/> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 災害応急対策に関する事項</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 通話制限</p> <p>対策組織の長は、災害時の保安通信回線を確保するために必要と認めるときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。また、対策組織の設置前であっても、保安通信回線を確保するために必要と認めるときは、本店にあっては関西電力(株)の総務室長、地域にあっては本部長の判断により通話制限その他必要な措置を講ずる。</p> <p>3～10 (略)</p> <p>第2 ガスの確保 (略)</p> <p>第3 電気通信の確保</p> <p>地震により、電気通信施設が被災した場合、または被災するおそれがある場合は、次のとおり応急対策及び復旧活動を実施するものとされている。</p> <p>1 西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西支社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)の応急対策</p> <p>西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西支社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)各社は、連携を図りながら、次のとおり応急対策を実施することとする。</p> <p>(1) 災害発生直後の対応 (略)</p> <p>(2) 復旧作業にいたるまでの対応</p> <p>① 通信途絶の解消と通信の確保 (略)</p> <p>② 重要通信の確保</p> <p>災害の発生に伴い、全国各地から一時的に集中する問い合わせや見舞いの電話の殺到により交換</p>	<p>県地域防災計画に伴う修正</p> <p>県地域防災計画に伴う修正</p> <p>字句の削除 県地域防災計画に伴う修正</p>
---	---	---

【新旧対照表（地域防災計画（震災対策編））】

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

<p>機が異常輻輳に陥り、重要通信の疎通ができなくなるのを防止するため、一般からの通信を規制し、110番、119番、災害救助活動に関する国または地方公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保する。</p> <p>② 通信の利用と広報 地震により地域全域にわたって通信が途絶した場合、応急措置により最小限の通信を確保するとともに、通信の疎通調整と _____ 広報活動を実施する。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <hr/> <p>エ 一般利用者に対する _____ 広報活動を実施する _____。</p> <p>オ 西日本電信電話株式会社は、必要な情報を地方公共団体等の災害対策機関へ連絡する。</p> <p>③ 「災害用伝言ダイヤル(171)」又は「災害用伝言板(web171)」を利用した安否確認 (略)</p> <p>④ 復旧順位 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第4・第5 (略)</p> <p>第17節～第22節 (略)</p> <h2 style="text-align: center;">第4編 災害復旧計画</h2> <p>第1章 災害復旧事業の実施 (略)</p> <p>第2章 生活再建支援</p> <p>災害発生後の被災者の早期の生活再建を図るとともに、被災地域の早期復興を目指すことを基本として、被災者の生活再建への支援に関する事項について定める。</p> <p>第1～第8 (略)</p> <p>第9 その他</p> <p>被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、 _____</p> <hr/> <p>_____見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。</p> <p>第3章・第4章 (略)</p> <h2 style="text-align: center;">第5編 災害復興計画 (略)</h2>	<p>機が異常輻輳に陥り、重要通信の疎通ができなくなるのを防止するため、一般からの通信を規制し、110番、119番、災害救助活動に関する国又は地方公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保する。</p> <p>③ 通信の利用と広報 震災により地域全域にわたって通信が途絶した場合、応急措置により最小限の通信を確保するとともに、通信の疎通調整と通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、広報活動を実施する。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 「災害用伝言ダイヤル(171)」及び「災害用伝言板(web171)」での輻輳緩和を実施する。</p> <p>オ 一般利用者に対する分かりやすい広報活動を実施する (ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等)。</p> <p>カ 西日本電信電話株式会社は、必要な情報を地方公共団体等の災害対策機関へ連絡する。</p> <p>④ 「災害用伝言ダイヤル(171)」又は「災害用伝言板(web171)」を利用した安否確認 (略)</p> <p>⑤ 復旧順位 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第4・第5 (略)</p> <p>第17節～第22節 (略)</p> <h2 style="text-align: center;">第4編 災害復旧計画</h2> <p>第1章 災害復旧事業の実施 (略)</p> <p>第2章 生活再建支援</p> <p>災害発生後の被災者の早期の生活再建を図るとともに、被災地域の早期復興を目指すことを基本として、被災者の生活再建への支援に関する事項について定める。</p> <p>第1～第8 (略)</p> <p>第9 その他</p> <p>被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント(一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組)などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるとともに、その実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。</p> <p>第3章・第4章 (略)</p> <h2 style="text-align: center;">第5編 災害復興計画 (略)</h2>	<p>字句の修正</p> <p>数字のずれ 県地域防災計画に伴う修正</p> <p>数字のずれ</p> <p>県地域防災計画に伴う修正</p>
---	---	---

付 編

南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章・第2章（略）

第3章 地震の連続発生等への対応

第1 気象庁の南海トラフ地震臨時情報の発表（略）

第2 時間差発生等における円滑な避難の確保等

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置（略）

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

(1)・(2)（略）

(3) 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりを観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(4)～(7)（略）

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置（略）

第4章～第6章（略）

付 編

南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章・第2章（略）

第3章 地震の連続発生等への対応

第1 気象庁の南海トラフ地震臨時情報の発表（略）

第2 時間差発生等における円滑な避難の確保等

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置（略）

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

(1)・(2)（略）

(3) 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震

に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(4)～(7)（略）

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置（略）

第4章～第6章（略）

県地域防災計画に伴う削除